

「平成23年度以降の同和行政のあり方」について

2010（平成22）年12月24日

香川県人権・同和政策協議会

目 次

I	はじめに	1
II	地域の今日的課題	2
III	2011（平成23）年度以降の同和行政の推進	3
1	同和行政に関する基本的な考え方	3
2	施策体系	4
3	施策体系別同和行政の推進	4
	(1) 人権啓発の推進	4
	現状と課題	4
	施策の方向	5
	① あらゆる機会と媒体を活用した啓発の推進	5
	② 「えせ同和行為」の排除	6
	③ 企業における啓発活動の支援	6
	④ 特定職業従事者に対する研修等の充実	6
	(2) 人権・同和教育の推進	6
	現状と課題	6
	施策の方向	7
	① 学校での人権・同和教育の推進	7
	② 学校・家庭・地域との連携	7
	③ 大学等における人権・同和教育への協力	8
	(3) 生活の安定向上	8
	現状と課題	8
	施策の方向	8
	① 一般対策の有効かつ適切な活用	8
	② 隣保館における相談事業を中心とした活動の支援	9
	(4) 人権擁護活動の充実	9
	現状と課題	9
	施策の方向	10
	① 人権相談・支援事業の充実	10
	② 「香川県部落差別事象の発生の防止に関する条例」の周知徹底	10

I はじめに

2002（平成14）年3月に『地対財特法』が失効し、国においては特別措置法に基づく同和対策事業が終了し、一般対策に移行した。

県においても、「香川県新世紀基本構想」の趣旨を踏まえながら「香川県同和行政推進計画」を策定し、一般対策を有効かつ適切に活用することを基本として、同和地区住民の生活の安定と向上を図るための施策を総合的に推進するとともに、2003（平成15）年12月に「香川県人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、同和問題をはじめさまざまな人権課題に積極的に取り組み、人権侵害が発生しない人権尊重社会の実現に向け、県民の人権尊重意識の高揚を図ってきたところである。

これまでの取組みにより、同和地区の生活環境など物的な面については相当改善されるとともに、心理的な面においても県民の同和問題に対する理解と認識は深まりつつある。

しかしながら、隣保館や市町での実態調査、相談活動や学校現場での把握、さらに差別的取扱いや差別落書きなどの発生状況から、依然として、教育や就労の分野などで課題が残っており、また、結婚問題などでは差別意識が今もなお存在していることがうかがえる。

こうした中、現行の「香川県新世紀基本構想」並びに「香川県同和行政推進計画」がいずれも2010（平成22）年度末をもって終了することから、県においては2011（平成23）年度以降の同和行政について、そのあり方を検討することとなった。

そこで、香川県人権・同和政策協議会において、「平成23年度以降の同和行政のあり方」について審議することとし、より専門的な検討を行う場として専門部会を設置した。

専門部会においては、地域の実態を把握している市町、地域に密着した活動を行っている隣保館や運動団体に対するアンケート調査「2009（平成21）年度」、同和問題に関する意識調査「2009（平成21）年度県政世論調査」、隣保館利用状況調査「2008（平成20）年度」、県人権相談支援事業の実績「2007（平成19）年度～」、教育現場で把握している教育上の課題「2009（平成21）年度の状況」などの各種基礎資料を参考にしながらそれぞれの地域の今日的課題を把握し、「平成23年度以降の同和行政のあり方」について検討した。

II 地域の今日的課題

独居高齢者世帯が増加していることから、隣保館を含め、地域で見守る体制づくりが求められており、高齢者や障害者などの不安を解消するため、気楽に立ち寄れる隣保館の存在意義は大きくなっている。また、改良住宅等の老朽化が見られる地域では、バリアフリー化など、修繕や建替について、市町営住宅の整備に関する計画の中で総合的に検討する必要がある。

地区生徒の高校進学率の県平均との差は縮小傾向にあるものの、高校中退の状況は依然として課題がある。親の就労状況をはじめとするさまざまな要因が、子どもの進学や学校生活に影響を与えていると思われ、生徒の学習、生活改善の指導を行い、負の連鎖を断ち切るよう支援を続けていく必要がある。

就労状況は、臨時や日雇いなどの不安定な就労形態が多いこと、昨今の経済状況の悪化による離職が多く見られる地域があるなど、引き続き、就労支援が必要である。ただし、地域によって就労率は大きく異なっており、また、高齢化の進行に伴い、就労世帯の割合が減少してしまうという地域もある。

同じように高齢化の進行に伴い、生活保護を受給している高齢者世帯が増加

している状況がある。受給率は、地域によって大きな差はあるが、相対的に地域の受給率が高い状況に変わりはなく、親の不安定な就労状況などが子どもの生活に影響を与えることがないよう、引き続き、就労や奨学金などに関する情報提供などの支援を行う必要がある。

依然として、あらぬ噂や伝聞によって助長された結婚差別などの心理的差別が存在しており、差別落書きなどの差別事象も発生していることから、引き続き、同和問題に対する正しい理解と認識の徹底を図る必要がある。

Ⅲ 2011（平成23）年度以降の同和行政の推進

1 同和行政に関する基本的な考え方

2011（平成23）年度以降の同和行政の推進にあたっては、同和問題の一日も早い解決をめざし、教育や就労の分野などで残された課題に対して、1996（平成8）年5月の『地対協意見具申』の趣旨を踏まえ、引き続き、一般対策を有効かつ適切に活用することを基本として取り組むものとする。その際、これまでの施策の成果が損なわれることのないよう配慮するとともに改めて人権の視点に立ち、各般の一般対策のスケールメリットを十分に活かしつつ、さらに創意工夫を加えながら適切に対応するものとする。

また、同和問題に関する差別意識は、着実に解消に向けて進んでいるが、結婚問題などで差別事象が見られるほか、「えせ同和行為」も依然として存在していることから、同和問題の解消を図るための教育と啓発については、これまでの活動の中で積み上げられた成果や手法への評価を踏まえながら、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・啓発の中で同和問題を重要な柱としてとらえ、人権尊重社会の実現に向け、積極的に推進するものとする。

2 施策体系

同和行政に関する基本的な考え方を踏まえ、「平成23年度以降の同和行政のあり方」に係る施策体系を次のようにまとめた。

同 和 行 政 の 推 進	人権啓発の推進	あらゆる機会と媒体を活用した啓発の推進
		「えせ同和行為」の排除
		企業における啓発活動の支援
		特定職業従事者に対する研修等の充実
	人権・同和教育の推進	学校での人権・同和教育の推進
		学校・家庭・地域との連携
		大学等における人権・同和教育への協力
	生活の安定向上	一般対策の有効かつ適切な活用
		隣保館における相談事業を中心とした活動の支援
	人権擁護活動の充実	人権相談・支援事業の充実
		「香川県部落差別事象の発生の防止に関する条例」の周知徹底

3 施策体系別同和行政の推進

(1) 人権啓発の推進

現状と課題

県では、これまで、「香川県人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、県民の同和問題に対する正しい理解と認識の徹底を図るため、県、市町や各種団体で構成する香川県人権啓発推進会議を中心に、県民総参加の啓発活動を展開するとともに、マスメディアによる広報をはじめ、研修会、講演会の開催など、さまざまな啓発活動を実施している。

しかしながら、結婚などに際しての同和地区住民に対する偏見や差別意識が、依然として存在していることがうかがえ、また、差別発言や差別落書きなど差別事象も発生している。

また、「えせ同和行為」は、同和問題を口実とする不当な要求や行為であり、差別意識の解消に向けて、これまでなされてきた啓発の効果を一举に覆し、同和問題に対する誤った意識を植えつける大きな原因となっている。

こうした状況を踏まえ、同和問題についての理解と認識を促進するとともに、「えせ同和行為」の排除に向けた取組みや企業における啓発活動の支援に努めることが必要である。

施策の方向

① あらゆる機会と媒体を活用した啓発の推進

同和問題に対する正しい理解と認識の徹底を図るためには、県民一人ひとりがこの問題を自分自身の課題としてとらえることが必要であることから、同和問題を人権問題の重要な柱としてとらえ、国、市町や関係団体との連携を図りながらあらゆる機会と媒体を活用した啓発活動を推進する。

また、県民一人ひとりが、家庭、学校、地域社会などあらゆる場を通じて同和問題について理解できるように、香川県人権啓発推進会議において、新聞、テレビ、インターネットや広報誌などの広報媒体を活用するとともに、講演会や研修会など、効果的な手法を創意・工夫しながら、啓発活動の充実に努めるほか、香川県の人権啓発の拠点施設である「香川県人権啓発展示室」を活用して、啓発の中核的役割を担う指導者を養成する。

さらに、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点である隣保館において日常生活に根ざした啓発活動の充実が図られるよう支援に努める。

② 「えせ同和行為」の排除

同和問題解決の大きな阻害要因となっている「えせ同和行為」について、市町、法務局、警察など関係機関と緊密に連携しながら、適切な対応などについて事業主をはじめ広く県民に対し周知を図るなど、「えせ同和行為」排除に向けた取組みに努める。

③ 企業における啓発活動の支援

公正な選考採用を確保して雇用を促進するとともに差別事件の防止・根絶を図るため、雇用施策を実施する国の機関などとの連携・協力のもと、研修講演会、リーフレットなどの配布、企業訪問などにより、企業における自主的な啓発活動が充実するよう支援に努める。

④ 特定職業従事者に対する研修等の充実

人権啓発の推進に当たり、公務員、教職員、警察職員、消防職員、保健・医療関係者、福祉関係者など、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修の充実や情報提供等の協力を努める。

(2) 人権・同和教育の推進

現状と課題

県では、香川県人権教育基本方針に基づき、同和教育がこれまで積み上げてきた成果を生かしながら、人権尊重意識の高揚を図ることや、人権課題の解決と人権が尊重される社会の実現をめざす実践力に富む人間の育成を目的として、人権・同和教育を推進してきた。

学校教育においては、同和問題をはじめとする人権課題に関する研究授業や校内での研修が行われるなど、人権・同和教育が積極的に進められている。一方で、知的理解にとどまり、児童生徒の人権感覚が十分身につけていない

場合があることも指摘されており、指導方法等の工夫が必要である。

同和地区児童生徒の就学・進学の様子は、改善の傾向がみられるものの、基礎学力の未定着などの学習指導上の課題や、不登校などの生徒指導上の課題、高校への未進学などの進路指導上の課題が依然として見られ、今後も支援が必要である。

また、さまざまな人権課題について授業参観や講演会等を実施するとともに、PTA新聞等を活用して学校の取組みを保護者に周知するなど、保護者啓発に努めていく必要がある。

施策の方向

① 学校での人権・同和教育の推進

主体的な学習を通して、人権についての正しい理解や認識の徹底・深化を図り、人権を尊重する意欲や態度、豊かな人権感覚が育成されるよう、指導内容や方法の工夫改善を図るための研修の充実に努める必要がある。特に人権感覚を育成するために効果的であるとされる参加体験型学習を推進するための研修の充実に図るとともに、この学習の進行役であるファシリテーターを養成するための講座の充実に図る。

また、課題を有する児童生徒への支援については、分かる授業の実践や個に応じた指導の工夫などの充実に図るとともに、問題行動の背景にある要因を多面的に分析・共有化を図り、児童生徒の支援にあたる。

② 学校・家庭・地域との連携

保護者啓発の充実に図るため、効果的な取組みを研修会で紹介するなど、情報提供に努める。

また、課題を有する児童生徒の学力向上、進路指導の充実に図るため、学

校・家庭・地域の三者が一体となった総合的な取組みを推進する。

③ 大学等における人権・同和教育への協力

大学等は、社会のさまざまな分野での人材育成を担っているという観点から人権・同和教育の一層の充実が求められている。

このため、大学等における人権・同和教育に関する取組みに一層の配慮がなされるよう、情報提供や連携に努める。

(3) 生活の安定向上

現状と課題

それぞれの地域によって差はあるものの、社会経済状況の悪化や高齢化の進展に伴って顕在化してきた住宅のバリアフリー化、不安定な就労形態、生活保護世帯が抱える負の連鎖の問題など同和地区住民の生活上の課題に対応していく必要がある。

一方、市町の隣保館は、地域に密着した福祉センターとして福祉の向上や生活改善を図るとともに人権・同和問題の解決に資するため差別の実態としての教育の問題や不安定な就労状況などの諸問題に対応し、地域住民の自立支援に努める必要がある。

施策の方向

① 一般対策の有効かつ適切な活用

同和地区住民の生活の安定向上を図るため、国や市町、関係機関との連携を図りながら、一般対策を有効かつ適切に活用し、それぞれの地域の実情に即して社会福祉、保健対策、環境改善、雇用促進などの諸施策を的確に推進する。

② 隣保館における相談事業を中心とした活動の支援

同和問題をはじめとする人権課題の解決や自立支援のため、隣保館が行っている生活上の課題や人権問題についての相談事業を支援する。

また、隣保館の役割が多様化、専門化する中、効果的な相談事業を推進するために、隣保館職員の高い能力が必要とされていることから、職員の資質向上に向けた研修の支援に努める。

(4) 人権擁護活動の充実

現状と課題

人権侵害があったときには、身近な人に相談するケースが多く、国、県、市町や隣保館などの相談機関に相談するケースは少ない状況にある。

県において、同和問題をはじめ人権全般に対応する人権相談窓口を設置しているが、徐々に相談件数が増えてきているものの年間100件程度であり、まだ有効に活用されているとは言えない。一方、市町では、相談事業の必要性を認識しながらも、単独での相談窓口設置が困難であり、相談事業を実施できていないところもある。

このため、相談制度の周知に努めるほか、個人情報保護に万全を期すとともに、相談員のスキルアップを図り相談制度への信頼を高める必要がある。

また、相談内容や相談者のニーズが複雑・多様化していることから、その場で解決までに至らないケースもあるため、弁護士による法律相談や人権調整委員によるあっせん制度の活用とあわせて、民間団体も含めた関係機関の連携が重要になっている。

県では、「香川県部落差別事象の発生の防止に関する条例」を制定し、結婚や就職に際しての部落差別につながる身元調査を禁止しているが、条例の認

知度は低く、依然として身元調査が行われている状況にあることから、その周知徹底を図る必要がある。

施策の方向

① 人権相談・支援事業の充実

県民が人権に関するさまざまな問題を身近に相談できる総合的な窓口として設置した県の人権相談窓口では、人権相談員が人権に関する悩みごとについて、必要な助言や情報の提供を行うとともに、相談者の意思を尊重しながら、適切な機関への紹介や取次ぎが行えるよう、関係機関相互の情報交換や意見交換に努める。

また、人権相談のうち法的な問題を含む相談については、弁護士による法律相談、また、差別的な取扱いや言動については、人権調整委員が公平中立の立場から双方の間に入り、話し合いが円滑に進むようあっせんに努める。

さまざまな相談に迅速かつ適切に対応できるよう国、市町、隣保館、警察、NPO法人等の民間団体などの関係機関と連携し、不当な差別などの人権侵害に苦しむ被害者の救済を図る。

特に市町は、県民にもっとも身近な相談窓口であることから、市町の相談事業に対しても情報提供や助言などの支援に努める。

② 「香川県部落差別事象の発生の防止に関する条例」の周知徹底

県民や事業者に対し、研修会などさまざまな機会をとらえ、結婚や就職に際しての部落差別につながる身元調査を禁止している「香川県部落差別事象の発生の防止に関する条例」の周知徹底を図るとともに必要な指導・助言を行い、結婚や就職に際しての部落差別事象の発生の防止に努める。